

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
1	本文	2-4	2	2.3	2.3 受託者及び関係者の範囲 図 2-1 運用・保守業務における関係者の役割分担	【工程管理等支援事業者の役割について】 運用・保守業務における工程管理等支援事業者について、現在想定されている作業内容や役割範囲等をご教示頂きますようお願い致します。 また、関係他社との役割分担について、マトリクス表(アプリケーション開発の調達仕様書に添付されていた「関係他者との役割分担」のようなマトリクス表)で提示頂きますようお願い致します。	関連する事業者の役割内容について明確にすることで、コミュニケーション工数を適正に見積ることが可能となるため。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
2	本文	2-4	2	2.3	2.3 受託者及び関係者の範囲 図 2-1 運用・保守業務における関係者の役割分担	【事業者間の関連について】 図2-1において、「アプリケーション保守事業者」と「開発(アプリ系)事業者」の間に矢印が引かれ、役務遂行にあたっての関連があると示されておりますが、以下の2点について明確化願います。 ①「アプリ保守」に「追加開発事業者」が含まれておりますが、今回調達される「アプリケーション保守事業者」と「追加開発事業者」の間にも役割分担があると考えられます(追加開発されたAPの保守引継/事前の影響調査等)。 そのため、今回調達される「アプリケーション保守事業者」と「追加開発事業者」の役割分担について本文中に明記願います。 ②「アプリケーション保守事業者」と「開発(アプリ系)事業者」の役割分担として、本文中の記載は事前の引継のみの記載ですが、例えば運用開始以降に発生した「アプリケーション設計・開発・データ移行事業者」の瑕疵責任に伴う調整/引継(改修済APの受け入れ試験、保守受入等)が考えられます。 これらについて、今回調達される「アプリケーション保守事業者」の役務として、運用開始以降にも「アプリケーション設計・開発・データ移行事業者」との対応が発生するのであれば、作業内容/役割分担について明記願います。	事業者間の役務範囲を明確にし、適正な見積りを実施するために必要な情報である為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
3	本文	2-7	2	2.4.3	2.4.3 協会システムの全体構成	【業務特性について】 システム領域ごとにミッションクリティカル度合や利用するハードウェア/ミドルウェアが異なり、調達時に業務特性を考慮する必要があると考えています。 業務特性(業務スケジュール、業務の繁忙期、等)について、記述頂きますようお願いいたします。	業務特性に関する記載が存在しない為、役務対象システムの認識齟齬が発生する可能性がある為。	ご意見として、賜ります。
4	本文	3-1	3	2	表3-2 納入成果物一覧 項番11 各種設計書	修正対象となる設計書の構成、各設計書の概要についてご教示願います。	ソースプログラム修正時の設計書修正作業量を正しく把握するため。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
5	本文	3-2	3	3.2	表 3-2 納入成果物一覧 #14 成果物: 保守業務に係る引継完了報告書 概要: 保守業務に係る引継ぎ資料一式。	【意見】 引継ぎ資料は、「3.2.1 納入方法」に準拠した資料となっている前提で考えて良いでしょうか? 言語: 日本語 ドキュメント類: 電子 電子のバージョン: Microsoft Office 2007 異なる場合は、前提を明示願います。	前提が異なる場合、コンバージョンや電子化の工数が発生し、見積りに差異が発生します。	お見込みのとおりです。
6	本文	3-2	3	3.2	3.2 納入成果物 表 3-2 納入成果物一覧	【納入成果物様式について】 各納入成果物について、協会様にて指定された様式で作成するのでしょうか。それとも受託者にて新規に様式を作成する必要があるのでしょうか。 上記に関してご教示頂きますようお願いいたします。 ※ご指定の様式が存在する場合、追記頂きますようお願いいたします。	受託者の作成する成果物の様式について明確にし、適正な見積りを実施するために必要な情報である為。	サンプルはありますが、確定は受託者と協会でご合意する必要があります。
7	本文	3-2	3	3.2	3.2 納入成果物 表3-2 納入成果物一覧 項番3「セキュリティ対策票」	【誤記について】 下記記述内容について、誤記と想定するため修正頂きますようお願いいたします。 誤: セキュリティ対策資産 正: セキュリティ対策資産	誤記と想定される為。	訂正いたします。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
8	本文	3-2	3	3.2	3.2 納入成果物 表 3-2 納入成果物一覧 項番4「セキュリティ教育実施報告書」 項番5「情報セキュリティ自己点検チェックシート」	【納入成果物の納入時期について】 納入時期に別途指示と記載がありますが、公示時には納入時期を詳細に記載頂けるとい う認識でよろしいでしょうか。	納入時期を明確にし、作業工数の発生時期 を適正に見積りに反映する為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
9	本文	3-2	3	3.2	3.2 納入成果物 表3-2 納入成果物一覧 項番9「保守作業報告書一式」 「構成管理台帳」	【構成管理の位置付けについて】 成果物に、「構成管理台帳」の記載がございますが、本文中の役務内容に実施すべき構 成管理対象が明確に記載されておりません。 構成管理対象は、受託者が保守を担当するアプリケーションの設計書、ソース、及びそれ らに付随する各種成果物という認識で宜しいでしょうか。 上記の認識が正しい場合、役務として対象、及び求められる役割を明確に記載願います。 加えて、構成管理に使用する機器/ソフトウェア、その準備に係る分担(アプリケーション 保守事業者が用意するのか、基盤保守事業者が用意するのか、等)についても明確に記 載頂けますようお願い致します。	受託者の作成する成果物と構成管理に係る 要件について明確にし、適正な見積りを実施 するために必要な情報である為。	前述についてはお見込みのとおりです。 後述については、基盤導入事業者により構築された運用 支援ツール(ISCCD)に取り込まれた各成果物に係る払い 出し、登録・変更・削除については、運用支援ツール (ISCCD)により基盤運用事業者が中心となり実施しま す。詳細は基盤運用詳細設計書を参照ください。
10	本文	3-2	3	3.2	3.2 納入成果物 表 3-2 納入成果物一覧 項番11「各種設計書」 項番12「ソースプログラム」	【納入成果物の納入対象について】 サービスイン後に修正した設計書やソースプログラムを納品する旨は記載されております が、関連するテスト計画書/テスト仕様書/テスト報告書に関しても納入する必要があると 認識しております。 納入の必要が有る場合、仕様書に明記頂けますようお願い致します。	納品物について明確にし、適正な見積りを実 施するために必要な情報である為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
11	本文	3-2	3	3.2.1(2)	3.2.1 納入方法 (2) 納入形態 納入形態を以下に示す。 ① 電子媒体はCD-R、DVD-Rを原則とすること。 ② 電子媒体での納入に際しては原則1媒体での納 入とするが、やむをえず複数の媒体に分けて納入 する場合は別途協会と協議のうえ、決定すること。 ③ 電子媒体のバージョンは、原則としてMicrosoft Office 2007(word,excel,powerpoint,visio)を使用す る。文書サイズは日本工業規格A列4番を原則とす るが、必要に応じて協議する。ただし、協会が別途 形式を定めて提出を求めた場合はこの限りでない。 ④ 納入成果物は納入後協会にて改変が可能となる よう、図表等の元データも併せて納入すること。 ⑤ 特別なツールを使った場合は、ツールも併せて 納入すること。なお、特別なツールを使う場合は、協 会と協議すること。 ⑥ 紙媒体のサイズは、日本工業規格A列4番を原 則とすること。図表は、必要に応じてA列3番を使用 することができる。	【成果物の納入形態について】 納入成果物に関して、納入形態は電子媒体か紙媒体であると記載がございますが、表3-2 中の各成果物の納入形態について記載がございません。 その為、各納入成果物に関して、電子媒体か紙媒体のどちらで納品する必要があるか明 記願います。 また、電子媒体で納品する成果物に関して、ファイル転送サービスや電子メール等での納 入を許可して頂くことは可能かどうかご教示頂けますようお願い致します。	納入形態の認識齟齬を防止し、適正な見積 りを実施するために必要な情報である為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。 サービスイン後の納品は別途協会と協議のうえ、納入の 条件を確定するものとするという表記を追加しました。
12	本文	3-3	3	3.2.3	(1)契約期間 契約日～平成31年2月28日	【修正案】 (1)契約期間 契約日～平成31年2月28日(単年度もしくは複数年度一括契約かを明記願います。)	契約期間が複数年であっても、実際の契約 が単年度の場合、仕様書5.4に記載の「前年 度への前倒しや翌年度への繰越処理」は契 約上不可能と考えられるためです。	複数年分を一括しての契約の締結を想定しており、調達 仕様書に追記します。
13	本文	3-3	3	3.2.3(1)	3.2.3 契約条件 (1) 契約期間 契約日～平成31年2月28日	【契約日について】 プロジェクトにおけるどの工程に該当するのか、不明であるため、プロジェクト全体スケ ジュールと、想定される契約締結日を明確に記載頂く様、願います。	受託者の役務開始日を明確にし、適正な見 積りを実施するために必要な情報である為。	契約締結日以降が作業開始日という認識です。契約締 結日は10月16日頃を予定しています。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
14	本文	3-4	3	3.2.3(3)	3.2.3 契約条件 (3)その他 発生する作業量を想定し、6カ月ごとに契約内容の見直しを行う。	【作業量について】 契約条件は、作業量を想定し定期的に見直す旨の記載がございますが、現状、作業量(業務量)の記載が無く、適切な工数を見積もることが困難となっております。 請負契約であることから、本調達仕様書に想定される作業量(業務量)を明確に記載頂けますようお願い致します。 (別紙4、別紙5の作業一覧に作業量を追記頂けますようお願い致します。) <対象例> ・保守作業頻度・件数 ・障害発生件数 ・問い合わせ件数 ・データ抽出/システム設定変更作業件数	現状の調達仕様書では、各々の応札業者間での前提条件の捉え方次第で大きく価格/役務の提供内容が変動し、結果的に協会様として必要な役務の提供が十分に受けられない可能性が非常に高いと考えられるため。	調達仕様書本文、別紙及び閲覧資料を基に作業量の見直しをお願いします。
15	本文	3-4	3	3.2.3(3)	3.2.3 契約条件 (3)その他 発生する作業量を想定し、6カ月ごとに契約内容の見直しを行う。	【作業量について】 契約条件は、作業量を想定し定期的に見直す旨の記載がございますが、作業量だけでなく、作業範囲(スコープ)も見直しされると考えて宜しいでしょうか。 また、見直し後の作業量に応じて、契約金額は増額、又は減額されるという認識ですが、認識はあっておりますでしょうか。	現状の調達仕様書では、各々の応札業者間での前提条件の捉え方次第で大きく価格/役務の提供内容が変動し、結果的に協会様として必要な役務の提供が十分に受けられない可能性が非常に高いと考えられるため。	作業量だけでなく、作業範囲の見直しも含まれます。また、作業量、作業範囲に応じ、増減及び減額の契約変更を行うことを想定しています。
16	本文	3-4	3	3.2.3(3)	3.2.3 契約条件 (3)その他 発生する作業量を想定し、6カ月ごとに契約内容の見直しを行う。	【契約変更に対する考え方について】 発生する～見直しを行うと記載がございますが、仕様書上前提となる業務量の記載がございません。現段階で想定される業務量を明確に記載頂くか、入札価格の算定対象を引継ぎ期間を含む業務開始日から1年とする等、契約見直しの影響を極力受けけない形での契約条件とする様、修正をお願い致します。 また、見直しの考え方として、作業量の増減に合わせた契約金額の増額又は減額の両方の可能性があると考えて宜しいでしょうか。 加えて、契約見直しについて、万が一、合意に至らなかった場合は従前の契約内容が継続されると認識しておりますが、認識に相違ありませんでしょうか。	現状の調達仕様書では、各々の応札業者間での前提条件の捉え方次第で大きく価格/役務の提供内容が変動し、結果的に協会様として必要な役務の提供が十分に受けられない可能性が非常に高いと考えられるため。	前段については、ご意見として賜ります。見直しの考え方については、ご指摘のとおり、実作業内容や作業量に見合った費用負担とするため、契約金額の増額や減額の可能性があると考えております。また、契約変更の際は双方で協議を行うこととなりますが、上記の主旨を踏まえ、対応いただくようお願いいたします。
17	本文	4-1	4		記載なし	刷新システムの開発スケジュールと準備期間を対比したスケジュール表の記載をお願いします。	準備期間中の作業を正しく把握するため。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
18	本文	4-1	4	4.1	サービスインまでの主なマイルストーンを以下に示す。 ・システムテストの開始:平成26年8月 ・受入・運用テストの開始:平成26年11月 ・サービスイン:平成27年1月26日	【意見】 本調達仕様書で定義されている作業時期のわかるスケジュールをご提示願います。	仕様書記載のマイルストーンでは把握できない作業スケジュールが存在します。 4.2 引継ぎ対応 4.3 ドキュメント受入タイミング 4.6.1 受入・運用テスト計画書の作成及び協力 4.6.2 受入・運用テスト仕様書の作成及び協力 4.6.5 サービスイン判定実施の支援 上記作業については、主担当者のスケジュールに依存するため、受託者のみでスケジュールを定める事が出来ません。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
19	本文	4-1	4	4.1	4.1 準備期間における業務の目的 受託者は、本アプリケーションを保守する立場から、契約締結後、サービスインまでの準備期間において、「5 アプリケーション保守業務」に示す内容を実際に開始するための準備を実施すること。 サービスインまでの主なマイルストーンを以下に示す。 ・システムテストの開始:平成26年8月 ・受入・運用テストの開始:平成26年11月 ・サービスイン:平成27年1月26日	【スケジュールが変更となった場合の対応について】 「サービスイン:平成27年1月26日」と記載がございますが、仮にシステム稼働日が前倒し、又は後ろ倒しとなった場合、その状況に応じて作業内容/スケジュールを協会様と協議し、契約条件の変更が行われると想定しておりますが、認識は正しいでしょうか。	一般的に、システム開発のスケジュールは予期しない要因により変動する可能性が有り、変動した場合の取り扱いについて明確にして頂きたいため。	お見込みのとおりです。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
20	本文	4-1	4	4.1	4.1 準備期間における業務の目的	【サービスイン後の主なスケジュールについて】 準備期間中のマイルストンの記載はございますが、契約開始から終了時(平成31年2月28日)までの予定されるスケジュール・イベントの記載がございません。 本内容について、現時点で分かっている範囲でかまいませんので、記述いただけますようお願いいたします。	今後発生するイベント(法改正、診療報酬改正等、アプリ保守対象規模に変動を及ぼす情報等)を事前に把握することは、長期的な要員計画を検討する上で重要と考える為。	年次で実施している作業は、BCP訓練等となりますが実施時期は未定です。
21	本文	4-1	4	4	受託者は、本アプリケーションに関して引き継ぎを受けたドキュメント(設計書、マニュアル等)及び本業務に必要なツール等の受入を行うこと。	本業務に必要なツールとは、具体的にどのようなものでしょうか？	作業の効率化等に寄与するものであるか確認するため。	保守作業支援で使用するTivoli製品を指していますが、詳細はソフトウェア一覧を参照してください。
22	本文	4-1	4	4.3	本アプリケーションの開発者から引継ぎを受けること。	【意見】 引継ぎ時期・期間、および引継ぎ方法を明示願います。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
23	本文	4-1	4	4.4	受入れにおいては、対象ドキュメントの受領及び内容の把握を行うこと。	【意見】 受入期間の明示と受入条件を明示願います。	貴会検収済みドキュメントか、検収前ドキュメントか、また、テスト期間中に発生する修正事項の受入方法はどのように行うのか等、受入条件と受入期間が不明確です。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
24	本文	4-1	4	4.4	納品されているドキュメント等に対する修正が必要であると判断した場合には、修正箇所及び修正内容を協会へ提示し、協会の承認を受けた上で修正を行うこと。	【修正案】 納品されているドキュメント等に対する修正が必要であると判断した場合には、修正箇所及び修正内容を協会へ提示し、協会の承認を受けた上で修正を行うこと。 ただし、アプリケーション開発事業者作成ドキュメント上の瑕疵部分については、修正対象外とする。	瑕疵部分の修正を含む場合、以下の課題が発生し適切な調達にならないと考えられます。 ・アプリ設計・開発事業者は瑕疵部分の作業工数をアプリ設計・開発の契約範囲内で見えており、保守のみの受託する事業者は瑕疵部分の作業工数をアプリ保守内で見える場合、不当に公平性を欠く調達となります。 ・ドキュメントが正しいのか、プログラム(ソースコード)が正しいのか、判断が保守事業者でできません。 ・品質により作業量が変動するため、適切な見積りを行えません。	作成者の瑕疵によるものは当該作成事業者へ修正を協会から依頼します。受託者の指摘や提案による修正は記載のとおりとなります。
25	本文	4-1	4	5	受託者は、協会及び関係事業者から問合せ・情報提供の依頼があった場合、情報提供等の協力をすること	問合せ・情報提供とは、具体的にどのような内容を想定していますでしょうか？どのような問合せや情報提供が発生するのか、明確にしておきたいと考えます。	準備期間中の作業を正しく把握するため。	準備期間中のシステムテスト及び受入・運用テストにおけるアプリケーション保守事業者の役割について、ご意見等を踏まえて調達仕様書の記載を見直します。
26	本文	4-1	4	4.5	協会及び関係事業者から問い合わせ・情報提供の依頼があった場合、情報提供等の協力をすること。	【意見】 本調達の契約開始時期、システムテスト実施スケジュール、引継ぎ対応スケジュールを踏まえ、本要求事項について、どの時期に、どのような作業を期待されているかについて明示願います。	平成26年8月よりシステムテストが開始されると記載があります。本調達の契約開始時期にもよりますが、契約締結時には既にシステムテストが開始されている事が想定されます。 この場合、アプリケーション開発事業者からの引継ぎが完了していない状態の中で、本委託項目が発生する可能性があると考えられ、アプリケーション開発事業者のみしか本委託項目を履行できない可能性があり、調達の公正性を損ないます。	No.25の回答をご参照ください。
27	本文	4-1	4	6.1	受託者及び基盤導入事業者が作成した運用テスト計画案並びに本アプリケーションの開発者が作成した受入テスト計画案を基に、工程管理等支援事業者が受入・運用テスト計画案(全体)を作成する。	受託者が運用テスト計画案を作成するとの記載ですが、基盤導入事業者との役割分担が不明です。具体的な役割分担の記載をお願いします。 運用テスト計画案は、納入成果物として表3-2に記載されておりません。必要であれば記載をお願いします。	準備期間中の作業を正しく把握するため。	No.25の回答をご参照ください。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
28	本文	4-1	4	4.6.1	4.6.1のタイトル「受入・運用テスト計画書の作成及び協力」	【修正案】 タイトルを「受入・運用テスト計画書作成に対する協力」に変更。	4.6.1における受託者の役務に関する記載内容は、全て「協力」であります。タイトルだけ「作成及び協力」となっており、タイトルと内容に矛盾があるためです。	No.25の回答をご参照ください。
29	本文	4-1	4	4.6.1	受託者は、本アプリケーションの開発者による受入テスト計画書の作成に協力し、基盤導入事業者による運用テスト計画書の作成に協力すること。また、運用事業者が作成するアプリケーション運用に係る運用テスト等の計画の作成に協力すること。	【修正案】 受託者は、本アプリケーションの開発者による受入テスト計画書の作成に協力し、基盤導入事業者による運用テスト計画書の作成に協力すること。また、運用事業者が作成するアプリケーション運用に係る運用テスト等の計画の作成に協力すること。なお、受入・運用テストにおける各事業者の作業分担は別紙XXの通りである。」	受入・運用テスト計画策定については、アプリケーション開発事業者調達においても同様の要件が記載されており、基盤導入事業者及びアプリケーション開発事業者の役務を明示の上、残る部分の提案とすることが必要です。 この情報開示がない場合、基盤構築受託事業者及びアプリケーション開発受託事業者のみが本調達の作業項目を把握可能となり、著しく調達の公正性を損ないます。	No.25の回答をご参照ください。
30	本文	4-1	4	4.6.1	受託者は、本アプリケーションの開発者による受入テスト計画書の作成に協力し、基盤導入事業者による運用テスト計画書の作成に協力すること。	【意見】 アプリケーションの開発者による受入テスト計画書の作成および基盤導入事業者による運用テスト計画書の作成の具体的な時期をご提示願います。	左記の計画書は、テスト開始(平成26年11月)以前に作成するものと想定します。 受託者が費用を見積もる上で、具体的なスケジュールは重要ですので、明示が必要と考えます。	No.25の回答をご参照ください。
31	本文	4-1	4	4.6.2	4.6.2のタイトル「受入・運用テスト仕様書の作成及び協力」	【修正案】 タイトルを「受入・運用テスト仕様書作成に対する協力」に変更。	4.6.2における受託者の役務に関する記載内容は、全て「協力」であります。タイトルだけ「作成及び協力」となっており、タイトルと内容に矛盾があるためです。	No.25の回答をご参照ください。
32	本文	4-1	4	4.6.2	受託者は、本アプリケーションの開発者による受入テスト仕様書の作成に協力し、基盤導入事業者による運用テスト仕様書の作成に協力すること。また、運用事業者が作成するアプリケーション運用に係る運用テスト等の仕様書の作成に協力すること。	【修正案】 受託者は、本アプリケーションの開発者による受入テスト仕様書の作成に協力し、基盤導入事業者による運用テスト仕様書の作成に協力すること。また、運用事業者が作成するアプリケーション運用に係る運用テスト等の仕様書の作成に協力すること。なお、受入・運用テストにおける各事業者の作業分担は別紙XXの通りである。」	受入・運用テスト仕様策定については、アプリケーション開発事業者調達においても同様の要件が記載されており、基盤導入事業者及びアプリケーション開発事業者の役務を明示の上、残る部分の提案とすることが必要です。 この情報開示がない場合、基盤構築受託事業者及びアプリケーション開発受託事業者のみが本調達の作業項目を把握可能となり、著しく調達の公正性を損ないます。	No.25の回答をご参照ください。
33	本文	4-1	4	4.3	4.3 引き継ぎ対応 受託者は、「5 アプリケーション保守業務」に示す内容を円滑に開始するために、本アプリケーションの開発者から引き継ぎを受けること。	【引継対象について】 アプリケーション開発事業者から引き継ぎを受けるにあたって、対象となる成果物の記載がございません。 アプリケーション開発事業者が納品する成果物(設計書、ソースコード、テスト証跡等)が全て対象と考えてよろしいでしょうか。 また、付随する中間生産物(検討会における設計経緯が分かる資料等)も引継対象と考えてよろしいでしょうか。	一般的に、アプリケーションの仕様を正しく理解するためには、最終成果物だけではなく、仕様決定に至った経緯なども必要と考えます。 そのため、引継にあたっては、中間生産物も含めて明確に対象に定義頂く様、お願い致します。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
34	本文	4-1	4	4.3	4.3 引き継ぎ対応 受託者は、「5 アプリケーション保守業務」に示す内容を円滑に開始するために、本アプリケーションの開発者から引き継ぎを受けること。	【引き継ぎの進め方について】 引き継ぎの形式として、対面説明での引き継ぎ実施、迅速なQA、引き継ぎが行われる場所の確保等、その実施方法について、協会様との契約においてアプリケーション開発事業者の十分な協力が得られることが担保されているのでしょうか。 また、引き継ぎを受ける時点では、開発期間中である事からアプリケーション開発事業者は、全ての成果物の納品が完了していないと想定しております。 成果物の変分等が発生した場合や、協会様と受託者の間で協議の上、保守作業上必要と認められた場合においては、都度引き継ぎが実施される契約となっていると考えておりますが、認識に相違は無いでしょうか。	一般的に、アプリケーション開発事業者と保守事業者が入札によって分かれる場合、保守事業者が十分な引き継ぎを行わなければならないために、円滑な保守が行えない事態が想定されます。 そのため、アプリケーション保守業者の要求に応じて、開発事業者からの十分な引き継ぎが行われることを「契約」によって担保しないと、円滑な引き継ぎは決して実現しないと思われまます。 引き継ぎ方法や、引き継ぎ基準は事業者間の調整ではなく、あくまで開発事業者様と、協会様の契約に基づいて規定頂くよう、お願い致します。 ※契約関係の無い開発事業者と、保守事業者の間では作業内容に対する強制力が無い事を懸念しております。	ご指摘に関しては参考にさせていただき、協会が引き継ぎ元の事業者へ円滑に進むよう調整します。
35	本文	4-1	4	4.4	4.4 本アプリケーションに関するドキュメント等の受入 受託者は、本アプリケーションに関して引き継ぎを受けたドキュメント(設計書、マニュアル等)及び本業務に必要なツール等の受入を行うこと。受入においては、対象ドキュメントの受領及び内容の把握を行うこと。 また、受託者が本業務を実施するにあたり、納品されているドキュメント等に対する修正が必要であると判断した場合には、修正箇所及び修正内容を協会へ提示し、協会の承認を受けた上で修正を行うこと。	【ドキュメントの受入基準等】 「修正が必要と判断した場合には、～修正を行うこと。」と記載がございますが、本記載における「必要と判断した場合」の基準として、保守を円滑に行う上で必要とされる記載の充実、注釈の付記等、保守事業者の観点による修正を指すのであって、開発事業者の記載の誤りや漏れ、ソースコードと設計書の不一致等、瑕疵担保責任に沿って解決されるべき内容は、開発事業者へ協会様を通じて修正を要求できると解釈しておりますが、認識は正しいでしょうか。 加えて、閲覧させて頂きましたアプリケーションの基本設計書において明らかに質問事項や、検討事項、今後の変更予定と思われる記載が多数ございました。 これらの記載は引き継ぎ時点では全て解消されている物と解釈しておりますが、認識は正しいでしょうか。	引き継がれる成果物の修正責任の所在を明確にし、引き継ぎ時・引き継ぎ後の受託者の成果物修正工数を明確にすることで、適切な見積もりを実施する為。	お見込みのとおりです。
36	本文	4-1	4	4.4	4.4 本アプリケーションに関するドキュメント等の受入 受託者は、本アプリケーションに関して引き継ぎを受けたドキュメント(設計書、マニュアル等)及び本業務に必要なツール等の受入を行うこと。受入においては、対象ドキュメントの受領及び内容の把握を行うこと。 また、受託者が本業務を実施するにあたり、納品されているドキュメント等に対する修正が必要であると判断した場合には、修正箇所及び修正内容を協会へ提示し、協会の承認を受けた上で修正を行うこと。	【引き継ぎ対象成果物の取り扱いについて】 引き継ぎ対象の成果物に協会様が権利を保有しない著作物(ソース、フレームワーク、ドキュメント等)が含まれる場合、受託者で対象箇所の改修が実施できないと想定されます。 受託者に引き継がれる全ての成果物は、協会様所属の著作物であり、協会様の承認を受けた上で、受託者が改修・複製を行えるものと認識しておりますが、相違ないでしょうか。 また、引き継ぎ成果物の一部に協会様所属の著作物でない成果物が含まれていた場合、対象資産の著作権者への改変権取得依頼等は、協会様が実施して頂き、受託者にその改変権を共有して頂けると認識しておりますがよろしいでしょうか。	引き継ぎ対象の著作権の所在を明確にし、応札業者間における見積もりの前提条件の公平性を確保する為。	ご指摘に関しては参考にさせていただき、協会が引き継ぎ元の事業者へ円滑に進むよう調整します。
37	本文	4-1	4	4.4	4.4 本アプリケーションに関するドキュメント等の受入 受託者は、本アプリケーションに関して引き継ぎを受けたドキュメント(設計書、マニュアル等)及び本業務に必要なツール等の受入を行うこと。受入においては、対象ドキュメントの受領及び内容の把握を行うこと。 また、受託者が本業務を実施するにあたり、納品されているドキュメント等に対する修正が必要であると判断した場合には、修正箇所及び修正内容を協会へ提示し、協会の承認を受けた上で修正を行うこと。	【引き継ぎ作業について】 引き継ぎを受ける成果物の受入作業を行うためには、「受入判断基準」が必要になると考えます。 「受入判断基準」の作成については、受託者が作成し、協会様の承認を受けるという認識でよろしいでしょうか。	受託者の作業役務を明確化し、適切な工数を算出する為。	受入判断基準については、受託者と協会が協議の上、確定することとします。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
38	本文	4-1	4	4.5	4.5 システムテストの実施支援 受託者は、協会及び関係事業者から問合せ・情報提供の依頼があった場合、情報提供等の協力をすること。	【システムテストにおける役割について】 システムテストの実施支援として、「依頼があった場合、情報提供等の協力をすること」と記載がございますが、システムテストは開発事業者が主体となって実施されるシステム全体の動作保証をするためのテストという認識です。 そのため、システムテストを実施した結果として、開発事業者からの情報提供(品質データ、故障対応状況等)は有り得ると思われませんが、アプリケーション保守事業者側から情報提供する事項が想定できません。 想定される情報提供の内容及び頻度を明確化願います。	受託者の作業役務を明確化し、適切な工数を算出する為。	No.25の回答をご参照ください。
39	本文	4-1	4	4.5	4.5 システムテストの実施支援 受託者は、協会及び関係事業者から問合せ・情報提供の依頼があった場合、情報提供等の協力をすること。	【システムテストの作業スケジュールについて】 システムテストの開始が平成26年8月、受入・運用テストの開始が平成26年11月からと記載されていることから、システムテストの実施支援は平成26年10月末までと認識しております。 本役務契約締結後、1ヶ月以内に業務実施計画書を作成し承認後、システムテストの実施支援を行うと想定した場合、早くても平成26年11月頃になると考え、調達仕様書に記載されているスケジュールで対応することが困難と想定します。 システムテストの実施支援時期について、認識に相違がないか確認頂けますようお願い致します。	受託者の作業実施時期を明確にし、適正な見積りを実施するために必要な情報である為。	No.25の回答をご参照ください。
40	本文	4-1	4	4.6	4.6 受入・運用テストへの協力及び参画	【意見】 結合テスト完了時点での、品質指標(機能別のチェックリスト件数、バグ件数)を開示願います。	受入テスト支援の作業量は、アプリケーションの品質により大きく左右されるため、左記情報の開示がない場合、アプリケーション開発事業者のみが適正な見積り可能となるためです。	No.25の回答をご参照ください。
41	本文	4-2	4	6.2	受託者及び基盤導入事業者が作成した運用テスト仕様案並びにアプリケーション開発者が作成した受入テスト仕様案を基に、工程管理等支援事業者が受入・運用テスト仕様案(全体)を作成する。	受託者が運用テスト仕様案を作成するとの記載ですが、基盤導入事業者との役割分担が不明です。具体的な役割分担の記載をお願いします。 運用テスト仕様案は、納入成果物として表3-2に記載されておりません。必要であれば記載をお願いします。	準備期間中の作業を正しく把握するため。	No.25の回答をご参照ください。
42	本文	4-2	4	4.6.1	4.6.1 の後半「受託者及び基盤導入事業者が作成した運用テスト計画案・・・」	【修正案】 「基盤導入事業者が作成した運用テスト仕様案・・・」	4.6.1の前半部で、運用テスト計画案は基盤導入事業者が作成することと記載しており、またアプリケーション開発事業者調達時の仕様書においても、運用テスト作成は基盤導入事業者の役務とされています。 よって、運用テスト仕様案の作成を受託者の役務とすることは無いと考えます。	No.25の回答をご参照ください。
43	本文	4-2	4	4.6.2	4.6.2 の後半「受託者及び基盤導入事業者が作成した運用テスト仕様案・・・」	【修正案】 「基盤導入事業者が作成した運用テスト仕様案・・・」	4.6.2の前半部で、運用テスト仕様案は基盤導入事業者が作成することと記載しており、またアプリケーション開発事業者調達時の仕様書においても、運用テスト作成は基盤導入事業者の役務とされています。 よって、運用テスト仕様案の作成を受託者の役務とすることは無いと考えます。	No.25の回答をご参照ください。
44	本文	4-2	4	4.6.2	受託者は、アプリケーションの開発者による受入テスト仕様案の作成に協力し、基盤導入事業者による運用テスト仕様案の作成に協力すること。	【意見】 アプリケーションの開発者による受入テスト仕様案の作成および基盤導入事業者による運用テスト仕様案の作成の具体的な時期をご提示願います。	左記の仕様案は、テスト開始(平成26年11月)以前に作成するものと想定します。 受託者が費用を見積もる上で、具体的なスケジュールは重要ですので、明示が必要と考えます。	No.25の回答をご参照ください。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
45	本文	4-2	4	6.3	受託者は、協会が実施する受入テストに関し、受入テスト環境の維持管理等、受入・運用テストが確実に実施できるよう必要な支援を行うこと。	維持管理すべき受入テスト環境の内容、具体的な維持管理作業の内容等、必要な支援の具体的な内容について記載をお願いします。	準備期間中の作業を正しく把握するため。	No.25の回答をご参照ください。
46	本文	4-2	4	6.3	また、協会は別途調達する外部機関による情報セキュリティ診断を実施する。受託者はこれに協力すること。	情報セキュリティ診断に対する協力とは具体的にどのような作業を想定されているか記載願います。	準備期間中の作業を正しく把握するため。	No.25の回答をご参照ください。
47	本文	4-2	4	4.6.3	4.6.3 受入テストの実施支援 受託者は、協会が実施する受入テストに関し、受入テスト環境の維持管理等、受入・運用テストが確実に実施できるよう必要な支援を行うこと。	【受入・運用テストへの作業支援内容について】 受入・運用テストに関して、「受託者は、協会が実施する受入テストに関し、受入テスト環境の維持管理等、受入・運用テストが確実に実施できるよう必要な支援を行うこと」と記載がございますが、「確実に実施できるように」とは、具体的にどのレベルの協力を求められているのか詳細な作業内容(テストデータの作成等)について記載頂きますようお願い致します。 また、受入・運用テストの詳細なスケジュールについて明記願います。	受託者の役務内容を明確にし、適正な見積りを実施するために必要な情報である為。	No.25の回答をご参照ください。
48	本文	4-2	4	4.6.3	4.6.3 の前半「受託者は、協会が実施する受入テストに関し、受入テスト環境の維持管理等、受入・運用テストが確実に実施できるよう必要な支援を行うこと。」	【修正案】 4.6.3 の前半「受託者は、協会が実施する受入テストに関し、受入テスト環境の維持管理等、受入・運用テストが確実に実施できるよう必要な支援を行うこと。なお、受入・運用テストにおける各事業者の作業分担は別紙XXの通りである。」	受入・運用テスト支援については、アプリケーション開発事業者調達においても同様の要件が記載されており、基盤導入事業者及びアプリケーション開発事業者の役務を明示の上、残る部分の提案とすることが必要です。この情報開示がない場合、基盤構築受託事業者及びアプリケーション開発受託事業者のみが本調達の作業項目を把握可能となり、著しく調達の公正性を損ないます。	No.25の回答をご参照ください。
49	本文	4-2	4	4.6.3	4.6.3 の前半「受託者は、協会が実施する受入テストに関し、受入テスト環境の維持管理等、受入・運用テストが確実に実施できるよう必要な支援を行うこと。」	【意見】 受入テスト環境の具体的な構成・設置場所を明示願います。	適正な見積りのためです。 仕様書及び別紙に「保守環境」「開発・単体テスト環境」の記載がありますが、「受入テスト環境」の記載がないためです。	No.25の回答をご参照ください。
50	本文	4-2	4	4.6.3 4.6.4	4.6.3 受入テストの実施支援 4.6.4 運用テストの実施 また、協会は別途調達する外部機関による情報セキュリティ診断を実施する。受託者はこれに協力すること。	【情報セキュリティ診断の協力内容について】 「情報セキュリティ診断の実施に協力すること」と記載がございますが、協力の内容について明確化願います。 運用テスト期間中は、開発期間中であるため、情報セキュリティ診断の結果として、アプリケーションのソースプログラムの確認／修正／リリース等が発生する場合、その1次解析以降の全てがアプリケーション開発事業者の役務と考えられ、アプリケーション保守事業者が積極的に関与する内容について、想定する事ができません。	受託者の作業役務を明確化し、入札業者間の見積り観点の差異を低減する為。	No.25の回答をご参照ください。
51	本文	4-2	4	4.6.4	4.6.3及び4.6.4の後半「また、協会は別途調達する外部機関による情報セキュリティ診断を実施する。受託者はこれに協力すること。」	【意見】 4.6.3または4.6.4のいずれかに記載。	4.6.3と4.6.4の両方に記載する場合、受入テストと運用テストの双方でセキュリティ診断を実施するものと理解します。 もし、双方で実施するのではない場合、何れかに記載するほうが、応札者側の認識齟齬が発生しにくいものと考えます。	No.25の回答をご参照ください。
52	本文	4-2	4	4.6.4	4.6.4 運用テストの実施 受託者は、本アプリケーションを保守する立場から、受入・運用テストの期間において、運用事業者と共に運用テストを実施すること。	【運用テスト時の不具合対応方針について】 運用テストの結果、不具合が発見され、その対処検討や対処の実施(手順書修正・プログラム改修・データ再移行等)が必要となった場合、その検討・対処はアプリケーション開発事業者が主体となって実施し、受託者はアプリケーション開発事業者に協力するという認識でよろしいでしょうか。	受託者の役割分担を明確にし、適正な見積りを実施するために必要な情報である為。	No.25の回答をご参照ください。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
53	本文	4-2	4	4.6.4	4.6.4 運用テストの実施 受託者は、本アプリケーションを保守する立場から、受入・運用テストの期間において、運用事業者と共に運用テストを実施すること。	【研修業務における受託者の作業業務について】 業務マニュアル作成及び研修事業者が実施する研修業務において、研修に利用するテストデータの準備、テスト環境の維持管理等は受託者の役務と認識しておりますがよろしいでしょうか。 また、研修で利用するテスト環境については、サービスイン後も利用されることを想定しておりますが、その際の環境保守も受託者の役務という認識でよろしいでしょうか。 受託者の役務範囲である場合、受託者の作業内容、作業時期等が明確になるように仕様書に明記頂けますようお願い致します。	受託者の役務範囲を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	No.25の回答をご参照ください。
54	本文	4-2	4	6.4	受託者は、本アプリケーションを保守する立場から、受入・運用テストの期間において、運用事業者と共に運用テストを実施すること。	受託者が運用テストを実施するとの記載ですが、基盤導入事業者との役割分担が不明です。具体的な役割分担の記載をお願いします。 運用テスト実施報告書は、納入成果物として表3-2に記載されておられません。必要であれば記載をお願いします。	準備期間中の作業を正しく把握するため。	No.25の回答をご参照ください。
55	本文	4-2	4	6.4	また、協会は別途調達する外部機関による情報セキュリティ診断を実施する。受託者はこれに協力すること。	情報セキュリティ診断に対する協力とは具体的にどのような作業を想定されているか記載願います。	準備期間中の作業を正しく把握するため。	No.25の回答をご参照ください。
56	本文	4-2	4	6.5	工程管理等支援事業者によるサービスイン判定(案)の作成に協力すること。	サービスイン判定(案)の作成に協力するとは具体的にどのような作業を想定されているか記載願います。	準備期間中の作業を正しく把握するため。	No.25の回答をご参照ください。
57	本文	4-2	4	4.6.5	4.6.5 サービスイン判定実施の支援 工程管理等支援事業者によるサービスイン判定(案)の作成に協力すること。	【サービスイン判定への協力について】 工程管理等支援事業者によるサービスイン判定(案)の作成時期をご教示頂けますようお願いいたします。 また、「協力」の内容について具体的にご教示頂けますようお願いいたします。	受託者の役務範囲、作業時期を明確化し、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	No.25の回答をご参照ください。
58	本文	5-1	5	2.1	保守作業を実施する範囲は、本アプリケーションを稼働するために必要なプログラム等である。またOSのバージョンアップやセキュリティパッチ等の修正によるアプリケーション及びミドルウェアへの影響調査及び必要な改修等を範囲とする。	ミドルウェアとは具体的には何を指すでしょうか？製品ソフトウェアであれば、その名称を、製品以外であればその内容を具体的に記載願います。	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
59	本文	5-1	5	2.1	保守作業を実施する範囲は、本アプリケーションを稼働するために必要なプログラム等である。またOSのバージョンアップやセキュリティパッチ等の修正によるアプリケーション及びミドルウェアへの影響調査及び必要な改修等を範囲とする。	ミドルウェアが製品ソフトウェアであった場合、その部分に対する影響調査及び必要な改修は、製品ベンダーの作業であると考えますので、削除をお願いします。	製品ソフトウェアの改修は行えないため。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
60	本文	5-1	5	2.1	保守作業を実施する範囲は、本アプリケーションを稼働するために必要なプログラム等である。またOSのバージョンアップやセキュリティパッチ等の修正によるアプリケーション及びミドルウェアへの影響調査及び必要な改修等を範囲とする。	アプリケーションを保守する上でテスト、ビルド、リリースが必要となりますので以下の記載を追加願います。 「テストの実施、ソースコード及びモジュールのバージョン管理等については、基盤導入事業者が「開発関連環境」として構築する「リリース管理」、「ビルド環境」、「結合テスト環境」の各サーバー機能の使用を前提とし、ビルド作業、リリース管理作業あるいはテスト作業を適切に行うこと。ただし「表」に示すツールを受託者が利用するうえで必要となるライセンスは受託者の責任において必要数分用意し、整備すること。なお、ツールの整備に際しては必要に応じ基盤導入事業者と協議を行うこと。」	保守業務において受託者側で用意すべき環境を正しく把握するため	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
61	本文	5-1	5	2.3	予防保守作業の実施にあたっては、協会から承認を得た計画及び手順等に従うこと。	アプリケーションの予防保守作業とは具体的にどのような内容を想定されているか記載願います。	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	仕様書に記載のとおりとなります。
62	本文	5-1	5	2.3	必要に応じて定期保守点検を実施すること。	アプリケーションの定期保守点検作業とは具体的にどのような内容を想定されているか記載願います。	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	ご指摘を受け、該当部分については削除します。
63	本文	5-1	5	2.3	本アプリケーションを構成するソフトウェア等について、受託者がそれらのセキュリティパッチやアップデートファイルのリリース情報を収集すること。	セキュリティパッチやアップデートファイルのリリース情報を収集すべきソフトウェアの製品名称を記載願います。 情報の収集については、ホームページ等に掲載されている公開情報の範囲と考えますがよろしいでしょうか？	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	閲覧資料をご参照ください。情報収集についてはお見込みのとおりです。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
64	本文	5-1	5	5.1	5.1 アプリケーション保守業務の主な関係者 受託者は本アプリケーションの開発者より引継ぎを受け、運用事業者と連携し業務を遂行する。 受託者は運用事業者に対する支援として、運用事業者からの問合せ等に対する報告・回答等を作成し、協会及び運用事業者へ報告すること。	【意見】 アプリケーション開発事業者との契約における、納入後の不具合改修期間(瑕疵担保条項)及び不具合改修期間中の関係性を記載願います。	不具合発生時の作業に関する見積範囲が大きく異なるため、左記情報を知りうるアプリケーション開発事業者に着しく有利な調達となり、調達の公正性を損ないます。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
65	本文	5-1	5	5.1	図5-1 アプリケーション保守業務の主な関係者	【意見】 各関係者間において実施される業務運用を業務フローで明示願います。	本委託業務の作業範囲、作業内容を把握するための重要な情報であると考えます。 本情報が開示されない場合、アプリケーション開発事業者のみが、保守内容を把握できる事となり、著しく調達の公正性を損ないます。	ご意見として、賜ります。
66	本文	5-1	5	5.1	図5-1内記載のアプリケーション開発者からアプリケーション保守事業者への引継ぎ資料「アプリ保守マニュアル」。	【意見】 アプリ保守マニュアルを開示願います。	本委託業務の作業範囲、作業内容を把握するための重要なドキュメントであると考えます。 本情報が開示されない場合、アプリケーション開発事業者のみが、保守内容を把握できる事となり、著しく調達の公正性を損ないます。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。
67	本文	5-1	5	5.2	受託者は、システムの安定稼働を維持するため、不具合の発生を未然に防止するための予防保守作業や、発生した障害に対応する障害対応作業を実施すること。	【意見】 不具合の発生を未然に防止するための予防保守作業と記載がありますが、具体的な作業内容をご提示願います。	想定作業により、受託者の費用見積に大きな乖離が発生するため、明示が必要と考えます。	5.2.3及び5.3.2をご参照ください。
68	本文	5-1	5	5.2	受託者は、システムの安定稼働を維持するため、不具合の発生を未然に防止するための予防保守作業や、発生した障害に対応する障害対応作業を実施すること。	【意見】 発生した障害に対応する障害対応作業と記載がありますが、具体的な作業内容をご提示願います。	想定作業により、受託者の費用見積に大きな乖離が発生するため、明示が必要と考えます。	5.2.4をご参照ください。
69	本文	5-1	5	5.2.1	OSのバージョンアップやセキュリティパッチ等の修正によるアプリケーション及びミドルウェアへの影響調査及び必要な改修等を範囲とする。	【修正案】 OSのバージョンアップやセキュリティパッチ等によるアプリケーション及びミドルウェアへの影響調査のみを範囲とし、 <u>影響調査の結果、改修が必要となった場合の改修については、「5.4 小規模改修作業」にて定義される作業に含むものとする。</u>	影響ありとなった場合の改修量については想定不可能なためです。	影響調査の結果、アプリケーションに改修が発生する場合は、小規模改修の範囲となります。
70	本文	5-1	5	5.2.1	保守作業を実施する範囲は、本アプリケーションを稼働するために必要なプログラム等である。 またOSのバージョンアップやセキュリティパッチ等の修正によるアプリケーション及びミドルウェアへの影響調査及び必要な改修等を範囲とする。	【修正案】 保守作業を実施する範囲は、本アプリケーションを稼働するために必要なプログラム等である。 またOSのバージョンアップやセキュリティパッチ等の修正によるアプリケーション及びミドルウェアへの影響調査及び必要な改修等を範囲とする。 なお、 <u>アプリケーション開発事業者の瑕疵担保期間内においては、アプリケーション瑕疵に伴う改修対応について、保守作業の範囲外とする。</u>	アプリケーション開発の瑕疵における、受託者との役割(作業)範囲を明確化するためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
71	本文	5-1	5	5.2.1	5.2.1 保守範囲 またOS のバージョンアップやセキュリティパッチ等の修正によるアプリケーション及びミドルウェアへの影響調査及び必要な改修等を範囲とする。	【ハードウェア/ミドルウェアのメーカー保守サポートについて】 基盤導入事業者が導入したハードウェア/ミドルウェアの保守サポートサービスをアプリケーション保守事業者が受けたい場合、その対応は協会様を通じて運用事業者に依頼する認識でよろしいでしょうか。 (例えば、不具合調査時において、アプリケーション側で不具合が見られず、ハードウェアやミドルウェアの挙動を確認する際に利用することを想定しています。) また、アプリケーション開発事業者が導入したハードウェア/ミドルウェアが存在する場合において、ハードウェア/ミドルウェアの保守サポートサービスを利用したい場合、協会様、又は運用事業者を通じてサポートサービスに問い合わせを行い、保守サポートサービスを受けることは可能でしょうか。 協会様を通じて、保守サポートサービスを受けることができない場合、アプリケーション保守事業者が独自にハードウェア/ミドルウェアメーカー保守ベンダと契約を締結する認識でよろしいでしょうか。 その際には、保守ベンダとの契約先について開示頂けますようお願いいたします。	運用事業者及びハードウェア/ミドルウェアのメーカーサポートがない場合、障害や問合せ発生、改修作業時に対応できない可能性があり、適切な見積もりを行えない為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
72	本文	5-1	5	5.2.3	必要に応じて定期保守点検を実施すること。	【意見】 定期保守点検の想定作業内容をご提示願います。	保守範囲が不明確な状態のため、定期保守点検の作業を見積もれません。受託者が費用を見積もる上で、定期保守点検の想定作業内容は重要ですので、明示が必要と考えます。	ご指摘を受け、該当部分については削除します。
73	本文	5-1	5	5.2.1	保守作業を実施する範囲は、本アプリケーションを稼働するために必要なプログラム等である。	【修正案】 保守作業を実施する範囲は、本アプリケーションを稼働するために必要なプログラム等である。 本委託業務における保守対象一覧は別紙××の通りである。 【意見】 保守対象一覧には、プログラムステップ数や、バッチのコード数、環境設計値の設定数等、対象項目の規模がわかるものを併せて明示願います。	プログラム以外にも、バッチやジョブ、環境設計値等の保守作業範囲があるものと想定されますが、仕様書及び閲覧資料では対象が不明確です。 また、その対象となるものの規模も不明確です。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。
74	本文	5-1	5	5.2.1	5.2.1 保守範囲 保守作業を実施する範囲は、本アプリケーションを稼働するために必要なプログラム等である。	【保守作業におけるドキュメント修正について】 保守対象はプログラムのみ明記されておりますが、障害対応や小規模開発等でプログラムを改修する場合、それに関連するドキュメント(設計書、マニュアル等)の修正作業を受託者側で実施する必要があると認識しております。 受託者がドキュメントの保守も行う場合は、対象となるドキュメントの一覧とそれぞれの量(ページ数等)をご提示頂けますようお願い致します。	受託者の役割範囲を明確化し、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。
75	本文	5-1	5	5.2.3	5.2.3 予防保守 ・本アプリケーションを構成するソフトウェア等について、受託者がそれらのセキュリティパッチやアップデートファイルのリリース情報を収集すること。	【リリース情報の収集タイミングについて】 セキュリティパッチやアップデートファイルのリリース情報を収集することと記載されていますが、リリース情報の想定収集タイミングを定義することは、見積もりにおける前提条件を明確化するために必要と考えます。 リリース情報の収集対象及び収集タイミングについて、ご教示頂けますようお願いいたします。 また、セキュリティパッチやアップデート作業は、「システム基盤運用保守」にて実施される認識でよろしいでしょうか。 なお、本業務受託者の作業対象は、アプリケーション開発事業者が導入したソフトウェアと認識しています。 基盤導入事業者が導入したソフトウェア等のセキュリティパッチやアップデートファイルのリリース情報の収集は、基盤運用事業者が実施する認識であり、本業務受託者の作業対象外の認識でよろしいでしょうか。	リリース情報の収集タイミングや作業分担を明確化することで、作業タイミングの認識齟齬を発生させない為。	基本的には運用事業者が情報収集を行いますが、アプリケーション保守する観点で情報集した際には運用事業者への情報提供をお願いします。
76	本文	5-2	5	2.3	既知の問題や不具合等に対して、製品の製造元や提供元からアップデートファイル等の改善手段が提供されていない場合、提供時期についての情報を逐次、協会に報告する	対象となる製品ソフトウェアについて記載願います。	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
77	本文	5-2	5	2.3	予防保守作業を実施した結果の検証のための環境については、受託者が準備すること。	OSのバージョンアップやセキュリティパッチの修正によるアプリケーションの動作検証をするためには、本番と同等の環境が必要となりますが、受託者で準備すべき環境とは、具体的にどのような環境を想定していますでしょうか？記載の補足をお願いします。	保守業務において受託者側で用意すべき環境を正しく把握するため	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
78	本文	5-2	5	5.2.3	既知の問題や不具合等に対して、製品の製造元や提供元からアップデートファイル等の改善手段が提供されていない場合、提供時期についての情報を逐次、協会に報告すると共に、緊急を要する問題等に関しては、アップデートファイル等が提供されるまでの間の対策について都度提案し、協会の承認を得たうえで対策を講じること。	【修正案】 既知の問題や不具合等に対して、緊急を要する問題等に関しては、運用事業者より情報を提供するので、プログラムの影響を整理し、協会へ報告すること。また、プログラム対応が必要な場合は、修正プログラムを提供するまでの間の対策について都度提案し、協会の承認を得たうえで対策を講じること。	OSやミドルウェアに関するアップデートファイルや修正パッチなどの基盤保守に関しては、運用事業者の役務範囲と考えます。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
79	本文	5-2	5	5.2.3	予防保守作業を実施した結果の検証のための環境については、受託者が準備すること。	【修正案】 予防保守作業を実施した結果の検証は、協会の準備する「〇〇環境」にて実施すること。	動作検証は、本番環境と同一の環境（ハードウェア、OS、ミドルウェア）で実施する事が望ましく、既に基盤導入事業者にて導入済みである、本番環境、研修環境、保守環境、開発環境の中の保守環境や開発環境で実施することが妥当と考えられます。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
80	本文	5-2	5	2.4	・本アプリケーションに障害が発生した場合、定められた手順に従って対応を行うこと ・上記の要件を踏まえ、障害の切り分けの考え方や対応方法、復旧目標時間等を提案すること	・「定められた手順」は誰がいつ、定義するのでしょうか？ ・提案は保守対応時に実施することで良いのでしょうか？	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
81	本文	5-2	5	2.4	・同営業日内に復旧させること	・リリースの制限はあるのでしょうか？ ・通常リリースの場合はリリース判定会議が設定されているようですが、緊急は割愛できるのでしょうか？	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	緊急時のリリース判定会議の運用方法については、準備期間に確定する予定となります。
82	本文	5-2	5	5.2.4	本アプリケーションに障害が発生した場合、定められた手順に従って対応を行うこと。	【修正案】 本アプリケーションに障害が発生した場合、アプリケーション開発事業者が定めた手順に従って対応を行うこと。 手順については、開示資料を参照すること。	定められた手順について、アプリケーション開発事業者が障害発生時のマニュアルを作成するものと考えます。 左記情報開示のない場合、アプリケーション開発事業者のみが把握しうる情報となり、著しく調達の公正性を損ないます。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
83	本文	5-2	5	5.2.4	障害対応の実施時間帯の記述なし。	【意見】 役務実施時間帯を明示願います。	運用事業者のシステム運用時間は24時間365日運用を行っていますが、アプリケーション保守事業者のサービス時間について、記載が無く、見積条件が大きく異なるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
84	本文	5-2	5	5.2.4	5.2.4 障害対応 運用事業者が実施する「障害発生時の障害一次切り分け」において障害対応の必要が発生した場合、原因や問題を速やかに把握し、的確な作業によって復旧させること。	【アプリケーション開発事業者との関係について】 障害発生の起因がアプリケーション開発事業者の瑕疵責任に伴うものであり、一次切り分け時点で判断が完了した場合、アプリケーション保守事業者にはデイスパッチはされないものと考えて宜しいでしょうか(もしくは、アプリケーション開発事業者が瑕疵責任に伴う直接的な改修及び同事象の調査・改修を行った上で、デイスパッチされるのでしょうか。) 上記に関連して、アプリケーション保守事業者は、障害対応において、アプリケーション開発事業者とのやり取り・調整を全て協会様を通じて実施する認識ですが、その認識は正しいでしょうか。 (アプリケーション保守事業者は、アプリケーション開発事業者とは直接の契約関係にないため、瑕疵責任に伴う修正の判断／実施指示等の強制力が無く、全て協会様にて実施頂く必要が有ると考えます。)	役務内容や作業分担を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	運用事業者による一次切り分けは、どの業務領域かを特定するまでとなり、これを受けてアプリ保守事業者が、アプリ開発事業者の瑕疵であることを確認した場合、運用事業者に連絡するフローを想定しています。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
85	本文	5-2	5	5.2.4	5.2.4 障害対応 運用事業者が実施する「障害発生時の障害一次切り分け」において障害対応の必要が発生した場合、原因や問題を速やかに把握し、的確な作業によって復旧させること。	【アプリケーション開発事業者が負う瑕疵担保責任の範囲について】 アプリケーション開発事業者の納品成果物は「プログラム」及び移行データという認識であり、プログラム又は移行データの瑕疵を起因とする障害の復旧は、アプリケーション保守事業者が対応する事になると想定しておりますが(不正に更新されたデータベースの調査・復旧等)、その際はアプリケーションの不具合内容に応じた調査が必要であり、その観点等はアプリケーション開発事業者から提示されるという認識でよろしいでしょうか。	役務内容や作業分担を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	アプリケーションの開発者による瑕疵に対して、当該開発者の瑕疵担保期間中は受託者の保守範囲の対象外となります。受託者は、瑕疵対応完了後のプログラム及びドキュメントを引継ぐものとする。
86	本文	5-2	5	2.5	運用事業者により実施されるヘルプデスクよりエスカレーションされる問合せについては電話、Eメールによる受付窓口を設け、対応を行うこと	受付窓口の対応時間帯は、ヘルプデスクの時間帯と同様に、平日の8時30分から18時30分の間でよろしいでしょうか？	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	お見込みのとおりです。
87	本文	5-2	5	5.2.5	5.2.5 問合せ対応・回答 運用事業者により実施されるヘルプデスクよりエスカレーションされる問合せについては電話、Eメールによる受付窓口を設け、対応を行うこと。また、障害対応に伴いシステム情報等の収集が必要な場合は情報収集ツール、その手順等を運用事業者に提示し、運用事業者に取得を依頼すること。	【問い合わせの種類について】 一般的にシステム運用においては当初開発時点では想定していない(設計していない)運用方法の検討や、システム全体の広範囲な影響調査など、単なる問い合わせ対応ではなく、高度なシステム知識/業務知識が必要となるような検討/影響調査依頼が都度発生するものと想定しております。 その様な単なる仕様や、操作方法の問い合わせを超え、計画的に対応が必要な作業について、アプリケーション保守事業者の対応が必要と想定される場合、本仕様書に「検討/影響調査」として独立した役務として記載をお願いいたします。 また、この様な検討/影響調査はヘルプデスク経由での問い合わせでは対応が困難である事から、職員様からの依頼に基づく様、コミュニケーションルートを明記願います。	役務内容、必要な要員のスキルを明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	ご意見として、賜ります。
88	本文	5-2	5	5.2.5	問合せ対応・回答の実施時間帯の記述なし。	【意見】 役務実施時間帯を明示願います。	運用事業者のヘルプデスク作業は8時30分から18時30分に作業を行っていますが、アプリケーション保守事業者のサービス時間について、記載が無く、見積条件が大きく異なるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
89	本文	5-2	5	5.2.5	5.2.5 問合せ対応・回答 運用事業者により実施されるヘルプデスクよりエスカレーションされる問合せについては電話、Eメールによる受付窓口を設け、対応を行うこと。また、障害対応に伴いシステム情報等の収集が必要な場合は情報収集ツール、その手順等を運用事業者に提示し、運用事業者に取得を依頼すること。	【問い合わせ対応時のコミュニケーションルートについて】 問合せ対応は運用事業者により実施されるヘルプデスクを通して対応し、本部・支部職員様からの直接の問合せの受領や、本部・支部職員様への直接の問合せ回答は発生しないという認識でよろしいでしょうか。 また、本部・支部職員様から直接アプリケーション保守事業者が直接問い合わせ対応を実施する場合、その際のコミュニケーションルート明記願います。	問い合わせに対する受託者のコミュニケーションルートを明確化し、迅速な問い合わせ対応を行う為。	仕様書に記載のとおりとなります。
90	本文	5-2	5	5.2.6(1)	5.2.6 運用作業支援 (1) オンライン処理管理 ・本アプリケーションのオンライン処理に係るキャパシティ(CPU・メモリ・ディスク等のリソース利用状況やレスポンス時間等)について、評価、分析を行うこと。	【キャパシティ分析について】 オンラインアプリケーションについて、キャパシティの評価・分析を行うことと記載がありますが、「(3)バッチ・ジョブ管理」においても、オンライン処理と同様にキャパシティの評価・分析を行う必要があると認識しております。 その場合、「(3)バッチ・ジョブ管理」に「(1)オンライン処理管理」と同様に、キャパシティの評価・分析を行う必要がある旨を明記頂けますようお願い致します。	役務内容や作業分担を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
91	本文	5-2	5	2.6	本アプリケーションのオンライン処理に係るキャパシティ(CPU・メモリ・ディスク等のリソース利用状況やレスポンス時間等)について、評価、分析を行うこと。	評価分析の頻度を記載願います。(月次、四半期など)	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	四半期を想定していますが、準備期間に確定することとします。
92	本文	5-3	5	5.2.6	(2) バッチ・ジョブ管理 ・バッチ・ジョブに関する設計ドキュメントを作成すること。	【意見】 作成する設計ドキュメントとは、月次等で作成するバッチスケジュールと考えて宜しいでしょうか？ または、アプリケーション開発事業者が作成済みの設計ドキュメントへの追加・修正でしょうか？	バッチ・ジョブに関する設計ドキュメントは、アプリケーション開発事業者が作成済みと考えますが、記載の内容だと作業範囲が不明確であるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
93	本文	5-2	5	5.2.6(1)	5.2.6 運用作業支援 (1) オンライン処理管理 ・本アプリケーションのオンライン処理に係るキャパシティ(CPU・メモリ・ディスク等のリソース利用状況やレスポンス時間等)について、評価、分析を行うこと。	【システムのキャパシティ評価、分析について】 システムのキャパシティの評価、分析については、アプリケーションの側面だけでなく基盤の側面からも評価、分析をする必要があると考えます。運用事業者との連携について、以下の認識でよろしいでしょうか。 ①運用事業者がシステムのリソース状況の情報を取得 ②運用事業者にて、基盤の側面から評価、解析を行った結果、リソース状況がキャパシティを超えていると判断した場合、アプリケーション保守事業者に評価・分析依頼を実施 ③アプリケーション保守事業者は、解析後、結果を運用事業者に報告(基盤の側面でも解析を行う必要があるため、運用事業者と連携して解析を行う)	役割分担を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	お見込みのとおりです。
94	本文	5-2	5	2.6 (1)	本アプリケーションのオンライン処理に係るキャパシティ(CPU・メモリ・ディスク等のリソース利用状況やレスポンス時間等)について、評価、分析を行うこと。	アプリケーション保守で実施できる調査、分析は、範囲が限られていると考えます。全体性能やプロビジョニングは、基盤作業と考えますので、本作業は、アプリケーション保守の対象外ではないでしょうか？	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	仕様書に記載のとおりとなります。
95	本文	5-3	5	2.6 (2)	バッチ・ジョブに関する設計ドキュメントを作成すること。	引き継ぎ後の設計資料に追加・修正するものと考えております。記載の修正をお願いします。	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
96	本文	5-3	5	5.2.6(2)	5.2.6 運用作業支援 (2) バッチ・ジョブ管理 ・バッチ・ジョブに関する設計ドキュメントを作成すること。	【バッチ・ジョブの設計ドキュメント作成の役割分担について】 「バッチ・ジョブに関する設計ドキュメントを作成すること」と記載がございますが、設計ドキュメントの作成は、運用設計を行った開発事業者と運用事業者の役割と想定しており、本役務受託者は、バッチ・ジョブに関する設計ドキュメントを修正支援する認識です。 (バッチ・ジョブに関する設計の取りまとめ主管は、運用事業者と想定しています。) 本認識について、正しいかどうか確認いただけますようお願い致します。なお、上記認識が正しい場合、調達仕様書に関しても、設計ドキュメント修正支援の旨に記述内容を変更いただけますようお願いいたします。	役割分担を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
97	本文	5-3	5	5.2.6(3)	5.2.6 運用作業支援 (3) データ抽出、システム設定変更 受託者は、協会または運用事業者の求めに応じ、本アプリケーションからのデータ抽出やシステム設定変更作業に協力すること。	【データ抽出作業について】 データ抽出、システム設定変更作業に協力することと記載がありますが、データ抽出のための抽出条件の検討及び抽出ツール(SQL等)作成は本役務内に含まれているのかご教示頂けますようお願い致します。 また、協力内容について、どのような作業を想定しているのか具体的にご教示頂けますようお願い致します。 なお、実際のデータ抽出作業やシステム設定変更作業は運用事業者が実施し、作業の完遂責任も運用事業者にあるものと認識しておりますがよろしいでしょうか。	役務内容や作業分担を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
98	本文	5-3	5	2.6 (3)	受託者は、協会または運用事業者の求めに応じ、本アプリケーションからのデータ抽出やシステム設定変更作業に協力すること。	作業負荷を把握するため発生頻度について記載願います。また、本番システムでの操作は運用と会歪hつの分離の観点から、運用事業者の範囲と考えますので、本番システムでの操作は含まない旨、記載願います。	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	本番環境における操作は運用事業者の想定です。
99	本文	5-3	5	3	項番の記載レベル	項番の記載レベルが他の項番とあっていません。 5.3の次は、(1)ではなく、5.3.1とするか。もしくは、5.3を5.2.7セキュリティ管理とすべきではないでしょうか？	項番レベルの訂正	訂正いたします。
100	本文	5-3	5	5.3	(1) アクセス制御 アクセス制御については、受託者は協会と協議の上、利用者特性に応じた適切なアクセス制御のための情報を提示し、運用事業者が設定を実施する。	【意見】 アプリケーション保守事業者が“適切なアクセス制御のための情報を提供”とありますが、具体的な想定作業を提示願います。 また、実施作業の対象者数、アクセス制御種別、作業頻度についても併せてご提示願います。	協会システムの利用者に対するアクセス制御は、基盤導入事業者およびアプリケーション開発事業者にて適切に設計・構築済みと想定し、すでに貴会へ提供されていると考えます。 左記情報開示のない場合、アプリケーション開発事業者のみが把握しうる情報となり、調達の公正性を損ないます。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
101	本文	5-3	5	5.3(1)	5.3 セキュリティ管理 (1) アクセス制御 アクセス制御については、受託者は協会と協議の上、利用者特性に応じた適切なアクセス制御のための情報を提示し、運用事業者が設定を実施する。	【アクセス権限の引き継ぎについて】 運用設計の段階で、アクセス権限について検討していると認識しております。 初回のアクセス権限の設定情報は、本役務引き継ぎ時に開発事業者から提示いただける認識でよろしいでしょうか。	役務内容や作業分担を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	お見込みのとおりです。
102	本文	5-3	5	5.3	(2) セキュリティ対策用修正ソフトウェア適用検証への協力 本アプリケーションのミドルウェア、パッケージソフトウェア等の脆弱性に対するセキュリティパッチや予防保守パッケージ等のリリース状況について情報を収集し、その内容、適用可否、緊急度を分析のうえ、運用事業者への情報提供を行うこと。	【修正案】 (2) セキュリティ対策用修正ソフトウェア適用検証への協力 本アプリケーションのミドルウェア、パッケージソフトウェア等の脆弱性に対するセキュリティパッチや予防保守パッケージ等のリリース状況について、運用事業者より提供される情報を元に、適用可否、緊急度を分析のうえ、運用事業者への情報提供を行うこと。	ミドルウェアやパッケージソフトウェアのセキュリティパッチや予防保守パッケージのリリース情報は、保守契約結託事業者にタイムリーに通知されると想定します。 また、その情報は、運用事業者へ集約されると想定しますので、情報収集は運用事業者の役務範囲と考えます。	運用事業者が基本的に情報収集することを想定していますが、アプリ保守事業者からも運用事業者に情報提供する場合もあると考えこのような表記としています。
103	本文	5-3	5	3 (2)	本アプリケーションのミドルウェア、パッケージソフトウェア等の脆弱性に対するセキュリティパッチや予防保守パッケージ等のリリース状況について情報を収集し、その内容、適用可否、緊急度を分析のうえ、運用事業者への情報提供を行うこと。	リリース状況について情報を収集すべきソフトウェアの製品名称を記載願います。 情報の収集については、ホームページ等に掲載されている公開情報の範囲と考えますがよろしいでしょうか？	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。
104	本文	5-3	5	3 (2)	また、適用が必要になった場合は、検証環境で評価を行うこと。	検証環境は貴協会にて用意されるものと理解しております。検証環境の用意を受託者が行うか、貴協会が行うか明記願います。	保守業務において受託者側で用意すべき環境を正しく把握するため	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
105	本文	5-3	5	3 (4)	本アプリケーションのミドルウェア、パッケージソフトウェアのセキュリティ要件を定義のうえ、実際の設定とのギャップ分析を定期的実施し、この結果をリスク評価結果として協会に報告すること。またギャップへの対応策を策定・実行すること。	ミドルウェア、パッケージソフトウェアの製品名称を記載願います。	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。
106	本文	5-3	5	3 (4)	本アプリケーションのミドルウェア、パッケージソフトウェアのセキュリティ要件を定義のうえ、実際の設定とのギャップ分析を定期的実施し、この結果をリスク評価結果として協会に報告すること。またギャップへの対応策を策定・実行すること。	セキュリティ要件はすでに設定されており、改めてアプリケーション保守業者が設定するものではないのでしょうか？ また、刷新システム稼働時に要件を満たすよう設定されているものと推察されますが、改めてギャップ分析する必要がありますでしょうか？ 具体的な作業事例を記載いただけますでしょうか？	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	サービスイン後に定期的実施する想定です。
107	本文	5-3	5	5.3	(4) セキュリティチェック 本アプリケーションのミドルウェア、パッケージソフトウェアのセキュリティ要件を定義のうえ、実際の設定とのギャップ分析を定期的実施し、この結果をリスク評価結果として協会に報告すること。またギャップへの対応策を策定・実行すること。	【修正案】 (4) セキュリティチェック 本アプリケーションのミドルウェア、パッケージソフトウェアの実際の設定とのギャップ分析を定期的実施し、この結果をリスク評価結果として協会に報告すること。またギャップへの対応策を策定・実行すること。	セキュリティ要件は、基盤導入事業者およびアプリケーション開発事業者と共に、貴会にて定義済みと考えます。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
108	本文	5-3	5	5.3(4)	5.3 セキュリティ管理 (4) セキュリティチェック 本アプリケーションのミドルウェア、パッケージソフトウェアのセキュリティ要件を定義のうえ、実際の設定とのギャップ分析を定期的実施し、この結果をリスク評価結果として協会に報告すること。またギャップへの対応策を策定・実行すること。	【セキュリティ要件の定義について】 本アプリケーションのミドルウェア、パッケージソフトウェアのセキュリティ要件を定義のうえと記述されていますが、開発事業者による運用設計の段階で、セキュリティ要件は検討されていると認識しております。 アプリケーション保守事業者が改めて要件を定義する必要があるのでしょうか。また、運用設計の段階で定義したセキュリティ要件を開示願えませんか？	役務内容や作業分担を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
109	本文	5-4	5	4	小規模な改修作業への対応のために必要な作業量を、応札者が閲覧資料を基にシステム規模を見積った上で、当該システム規模の5%に改修が発生することを想定して、年間の改修作業工数として見積り、入札価格に含めること。	システム規模、稼働環境、前提となる製品ソフトウェア(z/Linux、SVF、PureQuery、DB II など)、開発言語(JAVAなど)など、概略について記載をお願いします。	年間の改修作業工数を見積もるため。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。
110	本文	5-4	5	4	小規模な改修作業への対応のために必要な作業量を、応札者が閲覧資料を基にシステム規模を見積った上で、当該システム規模の5%に改修が発生することを想定して、年間の改修作業工数として見積り、入札価格に含めること。	他のアプリケーション(適用・徴収・現金給付等、保健事業、情報系)との依存関係(相互にテーブル参照する等)について記載をお願いします。	年間の改修作業工数を見積もるため。	改修内容によっては、他の業務領域に影響が出る場合は、それぞれの業務領域の小規模改修の作業工数を使用します。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
111	本文	5-4	5	5.4	小規模な改修作業への対応のために必要な作業量を、応札者が閲覧資料を基にシステム規模を見積った上で、当該システム規模の5%に改修が発生することを想定して、年間の改修作業工数として見積り、入札価格に含めること。	【意見】 5%を算出するための分母となる情報を明示願います。	対象範囲が不明確なため、5%の算出が不可能です。また、調達仕様書、閲覧資料から解釈する場合、受託事業者によって見積りに差異が生じ、公正な調達にならないと考えます。 また、左記情報開示のない場合、アプリケーション開発事業者のみが把握しうる情報となり、調達の公正性を損ないます。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。
112	本文	5-4	5	5.4	小規模な改修作業への対応のために必要な作業量を、応札者が閲覧資料を基にシステム規模を見積った上で、当該システム規模の5%に改修が発生することを想定して、年間の改修作業工数として見積り、入札価格に含めること。	【意見】 年間の改修作業として、当該システム規模の5%と認識に相違ないかご教示願います。 また、見積りに含める期間は、契約期間年数分の認識で相違ないかご教示願います。	要件の記載内容では、5%の捉え方に2通りの解釈が行えるため、応札者の見積条件を合わせるため、明示が必要と考えます。 ①年間5%(5年間で25%) ②5年間で5%(1年間で1%) 同じく、「年間の改修作業」の記載についても2通りの解釈が行えます。 ①1年分 ②契約期間分	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
113	本文	5-4	5	5.4	5.4 小規模改修作業 小規模な改修作業への対応のために必要な作業量を、応札者が閲覧資料を基にシステム規模を見積った上で、当該システム規模の5%に改修が発生することを想定して、年間の改修作業工数として見積り、入札価格に含めること。	【小規模改修作業の定義について】 小規模改修作業にかかる作業量を見込むこと、との記載がございますが、ここでの小規模改修とは、問い合わせ対応から変更管理へ発展し、計画的に改修を行う案件と捉えておりますが、認識は正しいでしょうか。 つまり、アプリケーション開発事業者の瑕疵担保に相当する変更要件や、仕様不備に起因する障害対応のための即日改修などは要求されないという認識です。	計画的な作業が可能か否かにより見積もり工数が大きく変動する為。	お見込みのとおりです。
114	本文	5-4	5	5.4	5.4 小規模改修作業 小規模な改修作業への対応のために必要な作業量を、応札者が閲覧資料を基にシステム規模を見積った上で、当該システム規模の5%に改修が発生することを想定して、年間の改修作業工数として見積り、入札価格に含めること。	【小規模改修作業について】 小規模開発について、下記内容に関して明確に記載頂けますようお願い致します。 (1)小規模開発の基準 法律改正等の大規模な改修は、本作業内容に含まれないという認識です。小規模開発として対応する基準(1案件あたり〇〇人月以下の工数 等)を明確化頂くようお願い致します。 (2)システム開発言語 実際に構築に使用される開発言語についての記載がございません。必要なスキルセットを明確にするため、明確化頂くようお願い致します。 (3)システム規模 応札業者でシステム規模を見積もることとした場合、業者間で見積もりの前提条件に差異が生じ、適切な判断が困難になると想定します。アプリケーション開発事業者の報告により、最終的なシステム規模を協会様が把握していると認識しておりますので、システム規模について詳細にご教示頂けますようお願いいたします。 (4)小規模改修案件想定改修規模 現在の記載では、年間で5%の改修を行うのか、契約期間内で5%の改修を行うのか不明確です。ご教示頂けますようお願いいたします。 (5)コーディング規約等の開発に必要な資料の提示 小規模改修作業を行うに当たり、開発事業者が規定した開発に伴うドキュメント(コーディング規約等)が必要となります。本資料について、提示いただける認識でよろしいでしょうか。	小規模改修作業内容を把握することは、業務範囲や見積もりにおける前提条件を明確化するために必要である為。 また、システム規模を短時間で正確に見積もることは困難であり、本調達が著しくアプリケーション開発事業者に有利になることを防止する為。	法改正等の大規模な改修は小規模改修には含まれません。 1案件あたりの工数の上限は提示しません。契約期間中に当該システム規模の5%の工数をそれぞれの小規模改修案件で切り崩していきます。システム規模については閲覧資料を参考にお見積もりください。
115	本文	5-4	5	5.4	5.4の2段落目「改修の実施にあたっては、協会から提出される本アプリケーションに係わる改修要望事項の取りまとめを月次で行い、」	【修正案】 5.4の2段落目「改修の実施にあたっては、協会から書面で提出される本アプリケーションに係わる改修要望事項の取りまとめを月次で行い、」	書面提示の場合と、口頭指示の場合で、要望取り纏めの作業量が異なるためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
116	本文	5-4	5	5.4	5.4 小規模改修作業 小規模な改修作業への対応のために必要な作業量を、応札者が閲覧資料を基にシステム規模を見積った上で、当該システム規模の5%に改修が発生することを想定して、年間の改修作業工数として見積り、入札価格に含めること。	【小規模改修作業の対象範囲について】 レセプト点検アプリケーションでは、制度改正案件の対応とは別に、通知に伴うレセプトレイアウト(画面照射、帳票)の変更対応(例:歯科材料価格変更、算定日表示等の厚労省からの通知時)が存在しており、通知内容によっては大規模となる可能性も高く、且つ短期間での対応が必要になるとの認識です。このような案件は、小規模案件とは対象外(別途協会様との協議の上で行う対応)との認識でよろしいでしょうか。	受託者の本調達での役割範囲を明確にし、適正な見積もりを実施する為。	お見込みのとおりです。
117	本文	5-4	5	5.4	5.4 小規模改修作業 改修の実施にあたっては、協会から提出される本アプリケーションに係る改修要望事項の取りまとめを月次で行い、協会と対応要否、優先度等の調整を行うものとする。	【改修要望事項の取りまとめ主担当について】 本アプリケーションに係る改修要望事項の取りまとめを月次で行い、と記載がありますが、取りまとめは、別途調達される運用事業者が「統合管理」を担う役割の範疇で行うと認識しております。 改修要望の取りまとめの主担当は、受託者か運用事業者のどちらになるのかご教示頂きますようお願いいたします。	受託者の役割範囲について明確にすることは、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	改修要望のとりまとめは運用事業者となります。
118	本文	5-4	5	5.4	5.4 小規模改修作業 調整にあたって受託者は、改修要望事項ごとの当該作業量(工数)を、ファンクションポイント法を用い客観的に妥当性を審査できる形式にて協会へ示し、作業着手前に協会と協議のうえ、必要な作業量(工数)を決定する。	【ファンクションポイント法のルールの提示について】 見積もりに関してファンクションポイント法等を用いると記述されておりますが、統一されたルールがないと業者間で統一された見積もりができず、前提条件に差異が生じ、適切な判断ができなくなると想定します。 ファンクションポイント法を実施するに当たってのルールをご教示頂きますようお願いいたします。	業者間で見積もりの前提条件に差異が生じ、適切な判断が困難になると想定する為。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。
119	本文	5-4	5	5.4	5.4 小規模改修作業 ・年間の改修作業工数に過不足が生じた場合には、契約期間内に限り、前年度への前倒し処理や翌年度への繰越処理が出来るよう柔軟に対応すること。契約最終年度において工数に余剰が生じ、消費の見込みがないと判断された場合には、契約金額を変更し、精算できること。	【清算の条件について】 「契約最終年度において工数に余剰が生じ、消費の見込みがないと判断された場合には、契約金額を変更し、精算できること。」との記載がございますが、逆に工数が不足した場合は、契約金額を変更し、増額されるのでしょうか。 また、精算時に変更される契約金額には一定の上限額が存在すると認識しております。その為、精算時の変更金額の上限値を明記願います。	契約条件を明確にするため。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
120	本文	5-4	5	5.5	5.5 保守実施状況報告 受託者は、保守等作業の実施状況及び結果等について、月次及び年次に運用事業者が主催する会議において、保守作業実施報告を協会に対して実施すること。主な報告内容は以下のとおり。 ・前月作業内容 ・サービスデスク二次支援受付件数及び処理状況 ・障害件数及び対応状況 ・キャパシティ状況(システムアクセス件数、CPU使用率、ディスク使用率等) ・協会への依頼、確認事項 ・翌月作業予定 また、上記以外についても協会の要請があった場合は対応を行うこと。	【報告内容の変更について】 保守実施状況報告に関して、現在協会様が想定されている「主な報告内容」以外に受託者の対応が必要であると協会様から要請がある場合、「協会様と協議の上」で対応の要否を検討できるよう、記載を変更頂きますようお願い致します。	受託後の工数変化に対して、受託者が協会様と協議できることを明確にすることで、適正な見積もりを実施する為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
121	本文	5-4	5	5.5	5.5 保守実施状況報告 受託者は、保守等作業の実施状況及び結果等について、月次及び年次に運用事業者が主催する会議において、保守作業実施報告を協会に対して実施すること。	【月次報告タイミングについて】 月次報告は、運用事業者が主体となって開催する会議と、受託者が主体となって開催する会議の2回の報告役務があるという認識でよいかご教示頂きますようお願いいたします。 ※5.5「保守実施状況報告」では運用事業者が主催する会議において、保守作業実施報告を協会様に対して実施すると記載されております。また、5.7「定期報告」においても受託者が主体となって開催する会議でも月次定例報告会の記載があるため、確認させていただいております。	受託者の役割範囲について明確にすることは、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	お見込みのとおりです。
122	本文	5-4	5	5	キャパシティ状況(システムアクセス件数、CPU使用率、ディスク使用率等)	キャパシティ状況は、運用業者の作業範囲ではないでしょうか？(5.2.6(1)と同様)	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	運用事業者が元となるキャパシティの状況を提示するので、アプリ保守事業者は評価分析することを想定していません。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
123	本文	5-4	5	5.6	5.6 開発環境 受託者は、本アプリケーション保守業務を実施できる環境を、受託者の責任において用意し、プログラムリリース前の開発・検証等を実施すること。	【環境について】 開発環境構築に当たり、下記情報を開示頂けますようお願いいたします。 ・本アプリケーションが稼働するサーバ、OS情報等の明示 ・アプリケーション保守事業者が調達しなければならないハードウェアやソフトウェア一覧(version情報/購入先代理店等の記載含む) ・環境の設定情報が記載されたドキュメント(環境設定書等) ・各開発環境(本番、保守、結合)で考慮すべきリリース資材の差異 ・お客様環境に回線を接続する場合に必要な情報 ・受入テスト環境の維持管理に必要な情報 また、協会様にて用意されている結合テスト環境に外部からリモート接続する想定ですが、その接続条件についても記載願います(接続先のデータセンタ、許容される回線の種類/接続プロトコル等)。	環境構築に必要な情報を明確化することで、受託者が購入する必要のある物品、ライセンス等を正確に把握し、適正な見積もりを実施する為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
124	本文	5-4	5	5.6	5.6 開発環境 受託者は、本アプリケーション保守業務を実施できる環境を、受託者の責任において用意し、プログラムリリース前の開発・検証等を実施すること。	【各種ツールの指定について】 生産性向上や品質向上のために各種ツールを導入することを想定しております。 使用が指定されているツールが存在しましたら明記頂くようお願い致します。 また、ツールに関して、制約事項(使用が禁止されているツールや条件)等があればご教示頂けますようお願いいたします。	工数及び諸経費に影響するツールの使用要件を明確にし、適切な見積もりを実施する為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
125	本文	5-4	5	6	受託者は、本アプリケーション保守業務を実施できる環境を、受託者の責任において用意し、プログラムリリース前の開発・検証等を実施すること。	受託者側で用意するのは、単体テストまでが実行可能な環境であって、結合テスト以降の実施環境は、貴協会の環境を利用する認識でおりますが、認識相違はありますでしょうか？	保守業務において受託者側で用意すべき環境を正しく把握するため	お見込みのとおりです。
126	本文	5-4	5	5.6	「受託者は、本アプリケーション保守業務を実施できる環境を、受託者の責任において用意し、プログラムリリース前の開発・検証等を実施すること。」	【修正案】 「受託者は、本アプリケーション保守業務を実施できる環境を、受託者の責任において用意し、プログラムリリース前の開発・検証等を実施すること。なお、アプリケーション開発に必要な開発環境要件は別紙XXに示す。」	システムにおけるミドルウェアは開示されているが、アプリケーションの改修においては、実行環境にない開発環境が必要となります。開発環境の要件が不明である場合、アプリケーション開発事業者のみが見積可能となり、調達の調達の公正性を損ないます。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
127	本文	5-4	5	5.7	5.7 定期報告 受託者が主体となって開催する会議体を「表 5-1 会議体一覧」に示す。 以下の内容について書面にまとめ、月次定例報告会で報告を行うこと。 ① 保守スケジュール(実績・当面の予定)。 ② 課題管理台帳。 ③ 監視報告書。 ④ インシデント管理台帳。 ⑤ リリース管理台帳。 ⑥ 構成管理台帳。 ⑦ サービス実施報告書。 ⑧ 要員稼働実績報告書。 ⑨ 実働工数報告書。 ⑩ 計画工数報告書。 なお、上記であげた内容以外でも、協会の求めに応じて書面を提出すること。	【成果物の内容について】 サービス実施報告書とは何を指しているのでしょうか。表7-1に記載されているサービスレベルの設定項目の達成状況を報告する資料という認識でよろしいでしょうか。ご教示いただけますようお願いいたします。 また、報告内容に関して、現在協会様が想定されている報告内容以外に受託者の対応が必要であると協会様からの要請がある場合、「協会様と協議の上」で対応の要否を検討できるよう、記載を変更頂けますようお願い致します。	受託者の作成する成果物についての要件を明確にし、適正な見積りを実施するために必要な情報である為。 また、受託後の工数変化に対して、受託者が協会様と協議できることを明確にすることで、適正な見積もりを実施する為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
128	本文	5-5	5	5.8	5.8 完了報告 受託者は、受託期間満了と同時に、完了報告書を作成、協会へ報告を行うこと。また、次期の本アプリケーション(本アプリケーションを延長利用した場合も含む)について、受託者の変更があった場合は、引継ぎ内容について完了報告書に記載し、協会の承認を得ること。	【次期協会システムへの引継ぎ作業について】 次期協会システムについて受託者の変更が発生した場合、引継ぎに係る本調達の受託者の作業について具体的な記載がございません。 次期協会システムへの受託者の変更が発生した場合の引継ぎに係る作業について具体的に明記頂くようお願い致します。 また、受託者変更による引継ぎに係る工数を別途本調達の受託者と調整する場合は、その旨を明記頂けますようお願い致します。	受託者の作業役務を明確にし、適正な見積りを実施するために必要な情報である為。	調達仕様書(案)5.8 完了報告に記載している通り、受託者の変更があった場合の引継ぎ内容について完了報告書に記載することとしており、引継ぎ役務についても受託作業の範囲内になります。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
129	本文	5-5	5	5.7	5.7 定期報告 受託者が主体となって開催する会議体を「表 5-1 会議体一覧」に示す。 以下の内容について書面にまとめ、月次定例報告会で報告を行うこと。	【会議体について】 左記の記載内容にて、受託者の報告は「月次」で行うこととありますが、「表 5-1 会議体一覧」の項番1「週次定例報告会」は開催頻度が「週次」と記載されており、報告の頻度に矛盾が存在すると思われます。 受託者が主体となって開催する会議体及び受託者の定例報告頻度に関して、詳細に提示頂けますようお願い致します。	受託者の定例報告頻度を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
130	本文	5-6	5	参考	【参考】運用事業者の業務の概要 参考1 システム運転時間 参考2 業務の実施時間帯の定義	【保守対応時間について】 「オンラインサービスの提供時間帯」についての記載はございますが、受託者の保守対応日及び時間について記述されていません。 下記アプリケーション保守における経常時の対応日・時間について、ご教示いただけますようお願い致します。 (ヘルプデスクの対応時間(原則:平日8時30分から18時30分)に合わせるのでしょうか) ・問合せ対応時間 ・障害対応時間 ・データ抽出、システム設定変更対応時間 等 また、経常時の保守対応時間帯外に協会様からの要望に応じて緊急で対応する必要がある際の費用の精算方法について、ご教示頂けますようお願い致します。 具体的には、時間外対応の時間料金を定めておき、実績に基づく支払いが考えられますが、どのようにお考えか、ご教示頂けますようお願い致します。	受託者の保守対応時間について明確にすることは、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	24時間の保守対応が必要となります。よって時間外という想定はありません。
131	本文	6-1	6	6.1①	6.1 情報セキュリティ対策 ① 受託者は、セキュリティ管理責任者を設けること。	【セキュリティ管理責任者について】 セキュリティ管理責任者の役務について、具体的に記載頂けますようお願い致します。 また、セキュリティ管理責任者は項番8.3(3)に記載のある情報セキュリティ管理責任者とは異なると認識しておりますがよろしいでしょうか。	情報セキュリティ対策における体制の要件を明確にし、適切な見積もりを実施する為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
132	本文	7-1	7	1	サービスレベルを設定項目案 ヘルプデスク作業	運用事業者が実施するヘルプデスクと 当受託者が実施する問合せ作業を併記していますか？そうであれば、範囲の明示をお願い致します。 アプリケーション保守の問合せは運用事業者からの2次受けを前提として良いのでしょうか？	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	お見込みのとおりです。
133	本文	7-1	7	7.1	7.1 サービスレベルを設定する項目の想定 表 7-1 サービスレベルの設定項目案	【サービスレベルの評価項目内容について】 サービスレベルを設定するに当たり、評価項目の内容を把握することは、必要と考えます。 下記評価項目について、どのような指標であるかご教示頂けますようお願いいたします。 ・改善提案有効率(%) 現在想定されている改善提案有効率の算出方法(分母、分子)についてご教示頂けますようお願い致します。 ・障害回復時間遵守率(%) 現在想定されている障害回復時間遵守率の算出方法(分母、分子)についてご教示頂けますようお願い致します。	評価項目について明確にし、作業内容を正確に把握することで、適正な見積もりを実施する為。	評価項目の計算式等についても、サービスイン後1年を目途に締結するサービスレベル協定に先立って協会と協議することとします。
134	本文	7-1	7	7.4	7.4 協会によるサービスレベル管理の改善支援 サービスレベルの評価結果により、協会においてサービスレベルの評価条件を見直す必要が生じる場合が考えられるため、サービスレベル改善のために必要な検証や資料の提示等の支援を実施すること。	【サービスレベル改善検討時に提示する資料の内容について】 受託者が提示する必要がある資料の内容に関して具体的に教示頂けますようお願いいたします。	受託者が提示する必要がある成果物についての要件を明確にし、適正な見積もりを実施する為。	サービスイン後1年を目途に締結するサービスレベル協定の協議に併せて詳細について調整する予定です。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
135	本文	8-1	8	8.2	8.2 作業体制 本業務を遂行可能な体制表を、業務開始前に協会に提示すること。 契約期間中に作業体制に変更がある場合は、事前に協会に提示・承認の上、作業体制を変更すること。	【業務開始日の定義について】 体制表の提示時期について、業務開始前に協会様に提示すること、と記載がありますが、業務開始前とは、下記のどちらの認識でよいかご教示頂けますようお願いいたします。 ①契約締結後 ②契約締結かつ業務計画書承認後	受託者の提出する成果物の提出時期を明確化し、適切な見積もりを実施する為。	契約締結後速やかに提示してもらうことを想定していません。
136	本文	8-1	8	8.3	(2)SE ①内 また当該ハードウェア及びソフトウェアの製造元からのサポートを受けられることを証明できること。	【意見】 基盤導入事業者にて導入している製品サポートのライセンスの貸与を受けてサポートを利用するものと認識しております。 運用事業者での要件と重複している為、削除が必要と考えます。	導入製品によっては、契約者からの直接サポート問合せが必要となる製品も存在し、またサポートの重複を許可していない製品も存在するためです。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
137	本文	8-1	8	8.3(2)①	8.3 作業要員の要件 (2) SE ① 受託者による十分な訓練を受けていること。特に、以下の事項については必須とする。「別紙2 ハードウェア一覧」「別紙3 ソフトウェア一覧」に記載された製品で構成されているシステムのアプリケーション開発または保守に関し、3年以上の経験を有する作業要員を含む体制を編成すること。また当該ハードウェア及びソフトウェアの製造元からのサポートを受けられることを証明できること。	【作業要員の条件について】 別紙2ハードウェア一覧、別紙3ソフトウェア一覧に記載された製品で構成されるシステムは他に例がないと思われ、本条件に該当する事業者は存在しないと思われ。(アプリケーション開発事業者も本条件に該当しない認識です。) そのため、本条件により、応札業者が減少する、または存在しなくなる可能性が考えられます。 アプリケーション保守については、運用事業者よりハードウェア/ソフトウェアに関する十分な情報提供がなされる認識ですので、受託者の応札条件からは削除頂きますようお願い致します。	条件を緩和することで、応札業者数を増加させるとともに、引いてはコストの最適化にも寄与するものと考えられる為。 また、本アプリケーション開発における調達時には、左記のような条件は設けられていなかったと認識しており、本アプリケーション保守に関しても同様に左記の条件は不要であると考えられる為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
138	本文	8-1	8	8.2	8.2 作業体制 本業務を遂行可能な体制表を、業務開始前に協会に提示すること。 契約期間中に作業体制に変更がある場合は、事前に協会に提示・承認の上、作業体制を変更すること。	【サービス開始直後の体制について】 一般的にサービス開始後、問い合わせ件数や障害対応が大量に発生すると想定されます。 その為、サービス開始後一定期間は24時間即障害対応が可能な特別体制を構築する必要がありと考えております。 上記特別体制を構築する必要があるか、また、必要がある場合具体的にどのような体制(例:24時間3交代制)/期間(例:サービスイン後3か月)を想定されているかご教示頂けますようお願いいたします。	サービスイン直後の特別体制の必要有無を明確にし、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	サービスイン直後は運用事業者によるヘルプデスク要員を通常時より多い要員が配置される想定です。したがって受託者のアプリケーション保守業務の窓口担当者に対する問合せ数は通常より増加することが想定されます。調達仕様書に協会発足時のヘルプデスクの対応人数を記載しますので、ご参照ください。また、サービスイン直後では、アプリケーション保守事業者の責任による障害対応はほとんど発生しない想定です。
139	本文	8-1	8	8.3(2)	8.3 作業要員の要件 (2) SE 次の経験を有する者を作業要員に含めること。	【受託者の業務知識の有無について】 契約期間内に、マイナンバー対応等の大規模な機能追加開発が発生することが想定されます。 その際、協会職員様が要件を定義し、アプリケーション保守事業者が具体的なアプリケーション等への影響調査を行うものと想定しておりますが、この役割分担について、認識は正しいでしょうか。 また、これらの影響調査の遂行にあたっては、協会職員様と同等の業務知識/法解釈能力等が求められると推察致します。 そのため、法律改正対応や、政策対応を円滑に実施し安定的なシステム運営を維持するためには、応札者の条件として、相応の実績が必要な旨を追記した方が良いと思われま	システム全体の中・長期的な安定運用を実現するため、アプリケーション保守事業者として求めるスキルレベルを明確化した方が良いと考えるため。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
140	本文	9-1	9	9.1.2①	9.1.2 知的財産等 ①本契約による成果物の著作権 本業務による成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、著作物の完成と同時に受託者から協会に譲渡されるものとする。	【成果物の著作権について】 保守・開発における保守効率化の為に導入する市販のソフトウェア等著作権を譲渡できないものも存在すると認識しております。 そのようなものに関しては、事前に著作権譲渡対象外として、協会様に提示し承認を得ることで対象外とする旨を記載頂けないでしょうか。	成果物の著作権の所在を明確にし、受託者の改修範囲や作業役割といった見積もりの前提条件を明確化する為。	第三者が権利を有する著作物について、仕様書に記載のとおり対応をお願いします。
141	本文	-	-	-	-	【将来の機能追加開発への対応について】 将来、本アプリケーションに機能追加開発が行われた以降のアプリケーション保守は、全て本アプリケーション保守事業者が実施すると想定しておりますが、その際の受入試験支援や、開発成果物の引継等が発生する場合、役務として明確に記載頂きますようお願いいたします。	受託者の役務範囲について明確にすることは、適正な見積もりを実施するために必要な情報である為。	小規模改修に含まれない追加開発は別途調達(追加アプリケーション開発業務)となります。これに対応するアプリケーション保守業務についても別途調達(追加アプリケーション保守業務)となる想定です。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
142	本文	-	-	-	-	<p>【機能追加後の保守について】 将来、本アプリケーションに機能追加開発が行われた以降のアプリケーション保守に関し、追加開発が発生することで、保守に関する工数は増加する事が想定されますが、その見直しは「3.2.3 契約条件」に記載のある6か月ごとの見直しに含まれるという認識で正しいでしょうか。</p> <p>また、正しいとした場合、想定される年間の追加開発量を仕様書に明記願います。</p>	受託者の役務範囲について明確にすることは、適正な見積りを実施するために必要な情報である為。	No.141の回答をご参照ください。
143	本文	-	-	-	-	<p>【機能追加開発に伴う影響調査について】 法律改正等の大規模な機能追加は別途調達される認識ですが、機能追加に伴う要件定義を職員様が実施するにあたり、現状のシステム機能への影響調査等を行う必要が有ると想定しております。</p> <p>これらの作業は、単なる仕様の問い合わせとは異なり、中長期的なスケジュールに則って綿密に実施する必要が有ると想定しており、かつ非常に高度なシステムスキル、及び業務知識を要しますので、「要件定義支援」として独立したタスクを追加願います。</p> <p>また、この様な検討/影響調査はヘルプデスク経由での問い合わせでは対応が困難である事から、職員様からの依頼に基づく様、コミュニケーションルートを明記願います。</p>	機能追加開発に係る受託者の役務に関する記載が存在しない為、役務範囲の認識齟齬が発生する可能性がある為。	No.141の回答をご参照ください。
144	本文	-	-	-	-	<p>【作業場所について】 問合せやテスト実施への支援を行うに当たり、作業場所について把握する必要がありますが、調達仕様書に受託者の作業場所に関しての記載がございません。</p> <p>作業場所及び作業環境に関して、調達仕様書に記載頂きますようお願い致します。</p> <p>【作業内容】 ・システムテストの実施支援場所 ・受入・運用テストの実施場所 ・問合せ対応場所 ・運用業者主催の事業者間会議 ・協会様への進捗報告会議 等</p> <p>【想定される対応拠点】 ①お客様拠点(運用監視センター) ②お客様拠点(本部) ③受託者拠点 ⇒ お客様拠点、東/西データセンターへの駆けつけ時間等の要件が有れば記載願います ④東日本データセンター ⑤西日本データセンター 等</p> <p>上記他個々の作業内容に応じて想定される対応拠点を記載頂きますようお願い致します。</p> <p>また、受託者拠点以外においては十分な作業スペースが用意される想定ですが、作業スペースの広さについても記載をお願いします。</p>	作業場所の指定がある場合、サービスイン後の体制(要員数/工数/諸経費)に影響する為。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
145	別紙3	全般			ソフトウェア一覧	<p>【意見】 本業務が対象とする構成(ソフトウェア)を明示願います。</p>	ソフトウェア一覧が添付されていますが、本業務が保守対象とする構成が不明確です。本情報が開示されない場合、アプリケーション開発事業者のみが、保守対象を把握できる事となり、著しく調達の公正性を損ないます。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。
146	別紙5	全般			保守作業一覧	<p>【意見】 アプリケーション保守事業者が実施する保守作業の一覧を明示願います。</p>	運用事業者の保守作業一覧のみが添付されており、アプリケーション保守事業者の保守作業一覧がありません。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討します。

「③全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務一式の調達仕様書(案)」に対する意見の回答

全国健康保険協会
平成26年7月16日

No	本文 または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
147	別紙	別紙1	-	-	-	【各環境の保守業務について】 別紙1システム構成図から本番系統の本番環境、保守系統の保守環境、開発単体テスト環境、テスト環境等が存在しますが、全ての環境に別紙5の保守作業一覧に記載されている保守作業内容は適用されるのでしょうか。また、各環境の保守業務が発生するのはサービスイン(H27.1.26)以降の認識でよろしいでしょうか。	個別環境に関する作業内容の記載がなく、 業務範囲の齟齬が発生する可能性がある 為。	以下は保守環境では対象外となります。 ・平常時/災害時切替作業(データセンター被災時の切替) ・平常時/災害時切替作業(支部被災時の切替) 各環境の保守作業について、サービスインまでは、基盤 導入事業者から、受託者への引継ぎ期間中のため、サー ビスインをもって、契約上の保守作業の主体は切り替わ ります。ただし、引継ぎ期間中に受託者が実質的に各環 境の保守作業の一部を担うことが想定されます。
148	別紙3				ソフトウェア一覧	ObjectWorks+、PureQueryの記載をお願いします。	保守対象アプリケーションの稼働に必要なソ フトウェアを正しく把握するため。	ご意見を踏まえ、仕様書の記載内容を見直します。
149	別紙5				保守作業一覧	アプリケーション保守業者とシステム基盤運用保守との役割分担がわかるよう記載願いま す。	保守業務の作業内容を正しく把握するため。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討しま す。
150	閲覧資料	-	-	-	BCP対応の詳細について	【意見】 BCP対応の詳細に関して明示願います。	受入・運用テストの見積り精度が低くなると想 定されます。 BCP対応の詳細について明示されない限り、 アプリケーション開発業者に優位な調達と なり、著しく調達の公正性を損ないます。	公示時点で閲覧資料として提示可能な内容を検討しま す。